

立川市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

心身障害者の福祉の見直しによる。

立川市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

立川市心身障害者手当支給条例（昭和46年立川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第3条 手当は、対象者1人について、次の各号の一に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 前条第1号エに掲げる状態にあるときは、月額<u>6,000円</u></p> <p>2及び3 ……略……</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 手当は、対象者1人について、次の各号の一に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(4) 前条第1号エに掲げる状態にあるときは、月額<u>8,000円</u></p> <p>2及び3 ……略……</p>

附 則

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市心身障害者手当支給条例の規定は、平成28年8月分の手当から適用し、同年7月分までの手当については、なお従前の例による。